

衆議院 内閣委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(平成七年一月二十日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 田中 恒利君

理事 加藤 卓二君 理事 唐沢俊二郎君
理事 近岡理一郎君 理事 渡辺 省一君
理事 江田 五月君 理事 貝沼 次郎君
理事 西村 眞悟君 理事 山元 勉君
理事 相沢 英之君 理事 池田 行彦君
大石 千八君 小泉 晨一君
佐藤 信二君 鈴木 俊一君
工藤堅太郎君 佐藤 敬夫君
佐藤 守良君 中島 衛君
野田 毅君 野呂 昭彦君
鳩山 邦夫君 弘友 和夫君
山田 英介君 北沢 清功君
田口 健二君 宇佐美 登君
松本 善明君 海江田万里君
川端 達夫君

平成七年二月九日(木曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 田中 恒利君

理事 加藤 卓二君 理事 唐沢俊二郎君
理事 近岡理一郎君 理事 渡辺 省一君
理事 石井 啓一君 理事 今井 宏君
理事 江田 五月君 理事 貝沼 次郎君
理事 山元 勉君 理事 中島 章夫君
理事 相沢 英之君 理事 池田 行彦君
理事 鈴木 俊一君 理事 武部 勤君
理事 宮里 松正君 理事 塚田 延充君
理事 中井 治君 理事 野田 佳彦君
理事 弘友 和夫君 理事 北沢 清功君
理事 田口 健二君 理事 枝野 幸男君
東中 光雄君

出席國務大臣

國務大臣 山口 鶴男君
(総務庁長官)

出席政府委員

総務庁長官官房 池ノ内祐司君
長 総務庁恩給局長 石倉 寛治君

委員外の出席者

内閣委員会調査 菅野 和美君
室長

委員の異動

一月二十日

辞任

野呂 昭彦君

同日

同月二十四日

辞任

工藤堅太郎君

同日

同月二十六日

辞任

小泉 晨一君

同日

近江已記夫君

同日

中島 衛君

同日

西村 眞悟君

同日

野田 毅君

同日

鳩山 邦夫君

同日

山田 英介君

同日

海江田万里君

同日

川端 達夫君

同日

二月一日

辞任

佐藤 敬夫君

同日

辞任

工藤堅太郎君

同日

同月三日

辞任

野田 佳彦君

同日

辞任

伊藤 達也君

同日

同月七日

辞任

鈴木 俊一君

同日

武部 勤君

同日

虎島 和夫君

同日

北沢 清功君

同日

東家 嘉幸君

同日

浜野 剛君

同日

藤尾 正行君

同日

後藤 茂君

同日

同月九日

辞任

虎島 和夫君

同日

宇佐美 登君

津島 雄二君
補欠選任
工藤堅太郎君

同日

補欠選任

佐藤 敬夫君

同日

補欠選任

伊藤 達也君

同日

補欠選任

野田 佳彦君

同日

補欠選任

東家 嘉幸君

同日

浜野 剛君

同日

藤尾 正行君

同日

後藤 茂君

同日

鈴木 俊一君

同日

武部 勤君

同日

虎島 和夫君

同日

北沢 清功君

同日

東中 光雄君

同日

宮里 松正君

同日

枝野 幸男君

同日

宇佐美 登君

同日

松本 善明君

同日
中島章夫君が理事に当選した。

同日

理事西村眞悟君一月二十六日委員辞任につき、その補欠として今井宏君が理事に当選した。

同日

理事貝沼次郎君同日理事辞任につき、その補欠として石井啓一君が理事に当選した。

同日

一月二十日

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、第三百三十一回国会衆法第七号)

二月三日

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

は本委員会に付託された。

一月二十三日

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

小委員会設置に関する件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ち、この際、このたびの兵庫県南部地震でお亡くなりになられた多数の方々に哀悼の意を表し、御冥福を祈り、黙禱をさせていただきます。

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

御起立をお願いいたします。——黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○田中委員長 黙禱を終わります。御着席願います。

○田中委員長 この際、去る一月二十日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更等に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。まず、理事の辞任についてお諮りいたします。理事唐沢俊二郎君及び目沼次郎君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。ただいまの理事辞任並びに委員の異動に伴い、現在理事が三名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は、理事に

石井 啓一君 今井 宏君

を指名いたします。

○田中委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構並びにその運営に関する事項

恩給及び法制一般に関する事項

公務員の制度及び給与に関する事項

栄典に関する事項
以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

恩給等調査のため小委員十名からなる恩給等に関する小委員会

在外公館にかかわる諸問題を調査するため小委員十名からなる在外公館に関する小委員会

地域改善対策調査のため小委員十名からなる地域改善対策に関する小委員会

をそれぞれ設置することとし、各小委員及び小委員長は、委員長の御一任願いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 去る一月二十三日、人事院より国会に国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出があり、同日、議長より当委員会に参考送付されましたので、御報告申し上げます。

○田中委員長 次に、内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。山口総務庁長官。

恩給法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山口国務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図るほか、目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金について支給要件の緩和を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成六年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、平成七年四月分から、恩給年額を一・一％引き上げるとともに、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額に係る七十五歳の年齢区分を廃止しようとするものであります。

第二点は、寡婦加算及び遺族加算の年額の増額であります。

これは、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算の額を、平成七年四月分から、他の公的年金における寡婦加算の額との均衡を考慮して引き上げるとともに、遺族加算の額についても、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、同年四月分から、公務関係扶助料に係るものにおいて十三万一千九百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにおいて八万四千九百五十円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

第三点は、目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金の支給要件の緩和であります。

これは、下士官以下の旧軍人で目症程度の障害を有するものに給する傷病賜金について、平成七年七月から、症状の固定が退職後三年内であることとを要しないこととし、第一目症については四万八千円を、第二目症については三万二千円をそれぞれ一時金として支給しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十六日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）
第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、四五四、〇〇〇円」を「五、五一四、〇〇〇円」に、「四、五四五、〇〇〇円」を「四、五九五、〇〇〇円」に、「三、七四三、〇〇〇円」を「三、七八四、〇〇〇円」に、「二、九六一、〇〇〇円」を「二、九九四、〇〇〇円」に、「一、三九七、〇〇〇円」を「二、四二三、〇〇〇円」に、「一、九三七、〇〇〇円」を「一、九五八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、八〇二、〇〇〇円」を「五、八六六、〇〇〇円」に、「四、八二二、〇〇〇円」を「四、八六五、〇〇〇円」に、「四、一九〇〇〇円」を「四、一七四、〇〇〇円」に、「三、三九二、〇〇〇円」を「三、四二九、〇〇〇円」に、「二、七二〇、〇〇〇円」を「二、七五〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、一一一、五〇〇円」を「五、一七七、八〇〇円」に、「四、七三一、一〇〇円」を「四、七八三、一〇〇円」に、「四、五三四、一〇〇円」を「四、五八四、〇〇〇円」に、「四、三七八、〇〇〇円」を「四、四二六、二〇〇円」に、「三、〇八八、九〇〇円」を「三、一一一、九〇〇円」に、「二、九四五、六〇〇円」を「二、九八八、九〇〇円」に改める。

円を「二、九七八、〇〇〇円」に、「二、六五
六、二〇〇円」を「二、六八五、四〇〇円」に、
「二、一七〇、六〇〇円」を「二、一九四、五〇
〇円」に、「二、〇八八、一〇〇円」を「二、一
一、一〇〇円」に、「二、九五二、三〇〇円」を
「二、九七三、八〇〇円」に、「二、八九八、三
〇〇円」を「二、九一九、二〇〇円」に、「二、八
四二、九〇〇円」を「二、八六三、二〇〇円」
に、「二、六三三、〇〇〇円」を「二、六四〇、
九〇〇円」に、「二、四三九、七〇〇円」を「二、
四四五、五〇〇円」に、「二、三八九、一〇〇
円」を「二、四〇四、四〇〇円」に、「二、三五
三、六〇〇円」を「二、三六八、五〇〇円」に、
「二、三三二、二〇〇円」を「二、三三六、七〇
〇円」に、「二、二九〇、八〇〇円」を「二、三〇
五、〇〇〇円」に、「二、二四〇、六〇〇円」を
「二、二五四、二〇〇円」に、「二、七二八、〇
〇〇円」を「二、七四七、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、一一一、五〇〇円」を
「五、一七七、八〇〇円」に、「四、七三二、一
〇〇円」を「四、七八三、一〇〇円」に、「四、五
三四、一〇〇円」を「四、五八四、〇〇〇円」
に、「四、三七八、〇〇〇円」を「四、四二六、
二〇〇円」に、「三、〇八八、九〇〇円」を「三、
一一二、九〇〇円」に、「二、六五六、二〇〇
円」を「二、六八五、四〇〇円」に、「二、五二
二、四〇〇円」を「二、五五〇、一〇〇円」に、
「二、〇八八、一〇〇円」を「二、一一一、一〇
〇円」に、「二、九五二、三〇〇円」を「二、九七
三、八〇〇円」に、「二、八四二、九〇〇円」を
「二、八六三、二〇〇円」に、「二、七三二、八
〇〇円」を「二、七五〇、八〇〇円」に、「二、六
二二、〇〇〇円」を「二、六四〇、九〇〇円」
に、「二、五七三、五〇〇円」を「二、五九〇、
八〇〇円」に、「二、四八三、五〇〇円」を「二、
四九九、八〇〇円」に、「二、三三二、二〇〇
円」を「二、三三六、七〇〇円」に、「二、二九
〇、八〇〇円」を「二、三〇五、〇〇〇円」に、
「二、二四〇、六〇〇円」を「二、二五四、二〇
〇円」に、「二、三四四、〇〇〇円」を「二、三五
九、〇〇〇円」に改める。

〇円に、「二、三四四、〇〇〇円」を「二、三五
九、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第十六条第一項中「第二項」を「次項から
第四項まで」に、「除く外、なお、」を「除き、な
お」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一
項の次に次の二項を加える。

2 公務のため負傷し、又は疾病にかかった下
士官以下の旧軍人で、その障害の程度が第一
目症又は第二目症に該当するもののうち、退
職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利
を失うべき事由に該当しなかつた者に対して
は、次の各号に掲げる恩給を受け又は受ける
ことができたとき及び第二号に掲げる傷病賜
金を受けることができるときを除き、その障
害の程度に応じて傷病賜金を給するものとす
る。

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第
六十六條第一項の規定による傷病賜金
二 法律第三十一号附則第三條又は前項の規
定により従前の例によることとされる傷病
賜金

三 増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給又は
第一款症から第五款症までに係る傷病賜金
四 旧勅令第六十八号第六條第一項(附則第
二十一條の規定により従前の例によること
とされる場合を含む。)の規定による傷病賜
金

3 前項の規定による傷病賜金は、普通恩給又
は一時恩給と併給することができる。
附則第二十七條ただし書中「百七十二万八千
円」を「百七十四万七千円」に、「百三十四万四千
円」を「百三十五万九千円」に改める。

附則第三十二條第一項中「附則第十六條第二
項」を「附則第十六條第四項」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三條關係)

階級	級	俸給年額
大將		七、四八八、五〇〇円
中將		六、六七三、九〇〇円
少將		五、三〇一、九〇〇円
大佐		四、五八四、〇〇〇円
中佐		四、三八六、三〇〇円
少佐		三、四二七、八〇〇円
大尉		二、九〇二、七〇〇円
中尉		二、三〇五、三〇〇円
少尉		一、九七三、八〇〇円
准士官		一、八一九、七〇〇円
曹長又は上等兵曹		一、四九九、八〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一、四〇四、四〇〇円
伍長又は二等兵曹		一、三六八、五〇〇円
兵		一、二五四、二〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。
附則別表第四中「一、七六六、〇〇〇円」を「一、七八五、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「一、六〇六、〇〇〇円」を「一、六二四、〇〇〇円」に、「一、二八九、〇〇〇
円」を「一、三〇三、〇〇〇円」に、「一、〇三七、〇〇〇円」を「一、〇四八、〇〇〇円」に、「九一
六、〇〇〇円」を「九二六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。
附則別表第六(附則第十三條關係)

俸給年額	金	額
七、四八八、五〇〇円	七、三〇八、〇〇〇円	
六、六七三、九〇〇円	六、五五三、四〇〇円	
五、三〇一、九〇〇円	五、一七七、八〇〇円	
四、五八四、〇〇〇円	四、四二六、二〇〇円	
四、三八六、三〇〇円	四、一八三、三〇〇円	
三、四二七、八〇〇円	三、三〇七、一〇〇円	

二、九〇二、七〇〇円	二、六八五、四〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、一一一、一〇〇円
一、九七三、八〇〇円	一、八六三、二〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、六四〇、九〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、三六八、五〇〇円
一、四〇四、四〇〇円	一、三〇五、〇〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、二五四、二〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、一〇四、九〇〇円

附則別表第六の一（附則第十三条関係）

假 定 俸 給 年 額	金 額
七、四八八、五〇〇円	八、〇五〇、一〇〇円
六、六七三、九〇〇円	七、一八〇、七〇〇円
五、三〇一、九〇〇円	六、〇七六、六〇〇円
四、五八四、〇〇〇円	五、三〇一、九〇〇円
四、三八六、三〇〇円	四、九八一、一〇〇円
三、四二七、八〇〇円	三、九七五、九〇〇円
二、九〇二、七〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、六三五、一〇〇円
一、九七三、八〇〇円	二、三〇五、三〇〇円
一、八一九、七〇〇円	二、〇八二、〇〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、六九五、五〇〇円
一、四〇四、四〇〇円	一、五九〇、八〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、五四〇、九〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、四〇四、四〇〇円

附則別表第七(附則第十三條關係)

仮定俸給年額	金額
一、九〇二、七〇〇円	三、一二二、九〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、四九〇、五〇〇円
一、九七三、八〇〇円	二、一九四、五〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、九七三、八〇〇円

附則別表第八(附則第十三條關係)

仮定俸給年額	金額
二、九〇二、七〇〇円	三、五九九、二〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、八三〇、七〇〇円
一、九七三、八〇〇円	二、五五〇、一〇〇円
一、八一九、七〇〇円	二、三〇五、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項ただし書中「百三十四万四千円」を「百三十五万九千円」に改める。
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成六年四月分」を「平成七年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎在職年に算入されている实在職年の年数	金	額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上 九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満	一、〇九一、三〇〇円 八一八、五〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給（増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。）	普通恩給についての最短恩給年限以上 六年未満	六五四、八〇〇円 五四五、七〇〇円 八一八、五〇〇円	
六十五歳未満の者で増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受ける者に給する普通恩給	九年以上 六年以上九年未満 六年未満	八一八、五〇〇円 六五四、八〇〇円 五四五、七〇〇円	
扶助料	普通恩給についての最短恩給年限以上 九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満 六年以上九年未満 六年未満	七六三、一〇〇円 五七二、三〇〇円 四五七、九〇〇円 三八一、六〇〇円	

附則第八條第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「四、一五七、八〇〇円を「四、二〇三、五〇〇円」に、「三、四六七、九〇〇円」を「三、五〇六、〇〇〇円」に、「二、八六六、一〇〇円」を「二、八九七、六〇〇円」に、「二、二七一、八〇〇円」を「二、二九六、八〇〇円」に、「一、八四七、六〇〇円」を「一、八六七、九〇〇円」に、「一、四九七、一〇〇円」を「一、五二三、六〇〇円」に、「一、三六一、〇〇〇円」を「一、三七六、〇〇〇円」に、「一、一三八、八〇〇円」を「一、二五二、四〇〇円」に、「九九五、九〇〇円」を「一、〇〇六、九〇〇円」に、「八〇四、八〇〇円」を「八二三、七〇〇円」に、「七〇七、九〇〇円」を「七一五、七〇〇円」に改める。

第六條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項第一号中「二十六万八千四百円」を「二十六万三千六百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十四万九千六百円」を「十五万六千六百円」に改め、同条第二項中「十二万九千九百円」を「十三万九千九百円」に改める。

附則第十五條第二項中「三十七万七千四百円」を「三十八万六千二百円」に、「二十八万三千三百円」を「二十八万六千二百円」に改め、同条第四項中「八万三千五百五十円」を「八万四千九百五十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二條中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第十六條及び

第三十二條第一項の改正規定は、平成七年七月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第二條 公務員(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という)を除く。若しくは公務員に準ずる者同項に規定する旧準軍人(附則第十條において「旧準軍人」という)を除く。)に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成七年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつていて、俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則)その他恩給に関する法令を含む。附則第十條において同じ。の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三條 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、平成七年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四條 平成七年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額については、なお従前の例による。

第五條 第七項の増加恩給については、平成七年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六條 傷病年金については、平成七年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七條 特例傷病恩給については、平成七年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第八條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)次条において「法律第五十一号」という。附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成七年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九條 傷病者遺族特別年金については、平成七年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十條 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成七年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額

額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)

第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置) 第十二條 平成七年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第十條の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二條関係)

恩給年額の計算の基礎となつて る俸給年額		仮定俸給年額
一、〇九二、九〇〇円		一、一〇四、九〇〇円
一、一四一、三〇〇円		一、一五三、九〇〇円
一、一九一、二〇〇円		一、二〇四、三〇〇円
一、二四〇、六〇〇円		一、二五四、二〇〇円
一、二九〇、八〇〇円		一、三〇五、〇〇〇円
一、三三二、二〇〇円		一、三三六、七〇〇円

一、三五三、六〇〇円	一、三六八、五〇〇円
一、三八九、一〇〇円	一、四〇四、四〇〇円
一、四三九、七〇〇円	一、四五五、五〇〇円
一、四八三、五〇〇円	一、四九九、八〇〇円
一、五二四、一〇〇円	一、五四〇、九〇〇円
一、五七三、五〇〇円	一、五九〇、八〇〇円
一、六二三、〇〇〇円	一、六四〇、九〇〇円
一、六七七、一〇〇円	一、六九五、五〇〇円
一、七三一、八〇〇円	一、七五〇、八〇〇円
一、七九九、九〇〇円	一、八一九、七〇〇円
一、八四二、九〇〇円	一、八六三、二〇〇円
一、八九八、三〇〇円	一、九一九、二〇〇円
一、九五二、三〇〇円	一、九七三、八〇〇円
一、〇五九、三〇〇円	二、〇八一、〇〇〇円
二、〇八八、一〇〇円	二、一一一、一〇〇円
二、一七〇、六〇〇円	二、一九四、五〇〇円
二、二八〇、二〇〇円	二、三〇五、三〇〇円
二、四〇一、四〇〇円	二、四二七、八〇〇円
二、四六三、四〇〇円	二、四九〇、五〇〇円
二、五二一、四〇〇円	二、五五〇、一〇〇円
二、六〇六、四〇〇円	二、六三五、一〇〇円
二、六五六、二〇〇円	二、六八五、四〇〇円
二、七九九、九〇〇円	二、八三〇、七〇〇円
二、八七一、一〇〇円	二、九〇二、七〇〇円
二、九四五、六〇〇円	二、九七八、〇〇〇円
三、〇八八、九〇〇円	三、一二二、九〇〇円
三、一二三、四〇〇円	三、二六九、〇〇〇円
三、二七一、一〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
三、三九〇、五〇〇円	三、四二七、八〇〇円

三、五六〇、〇〇〇円	三、五九九、二〇〇円
三、七二七、八〇〇円	三、七六八、八〇〇円
三、八三一、五〇〇円	三、八七三、六〇〇円
三、九三二、六〇〇円	三、九七五、九〇〇円
四、一三七、八〇〇円	四、一八三、三〇〇円
四、三三八、六〇〇円	四、三八六、三〇〇円
四、三七八、〇〇〇円	四、四二六、二〇〇円
四、五三四、一〇〇円	四、五八四、〇〇〇円
四、七三一、一〇〇円	四、七八三、一〇〇円
四、九二六、九〇〇円	四、九八一、一〇〇円
五、一二一、五〇〇円	五、一七七、八〇〇円
五、二四四、二〇〇円	五、三〇一、九〇〇円
五、三七五、一〇〇円	五、四三四、二〇〇円
五、六二七、二〇〇円	五、六八九、一〇〇円
五、八八二、一〇〇円	五、九四六、八〇〇円
六、〇一〇、五〇〇円	六、〇七六、六〇〇円
六、一三二、三〇〇円	六、一九九、八〇〇円
六、三七四、三〇〇円	六、四四四、四〇〇円
六、四八二、一〇〇円	六、五五三、四〇〇円
六、六〇一、三〇〇円	六、六七三、九〇〇円
六、八二二、二〇〇円	六、八八七、一〇〇円
七、〇二五、三〇〇円	七、一〇二、六〇〇円
七、〇六五、〇〇〇円	七、一四二、七〇〇円
七、一〇二、六〇〇円	七、一八〇、七〇〇円
七、一四〇、三〇〇円	七、二一八、八〇〇円
七、二二八、五〇〇円	七、三〇八、〇〇〇円
七、四〇七、〇〇〇円	七、四八八、五〇〇円
七、五八五、四〇〇円	七、六六八、八〇〇円
七、六七三、六〇〇円	七、七五八、〇〇〇円

七、七六四、〇〇〇円

七、八四九、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、〇九二、九〇〇円未満の場合又は七、七六四、〇〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇一一を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶料の最低保障額等の引上げを行うとともに、目症程度の障害に係る傷病賜金の支給要件の緩和等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年二月十四日印刷

平成七年二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B